

住 民 監 査 請 求 の 結 果 （ 概 要 ）

番号	提 出 日	結果の通知日 結果の公表日	請 求 内 容	受理 却下	却下の理由又は監査結果の要旨
32	令和3年1月4日	令和3年3月1日 令和3年3月1日	<p>平成19年4月1日から平成28年3月31日までの期間に選任していた産業医について、労働安全衛生法上の要件を満たしていないことの違法性を確認すること。</p> <p>上記産業医に支払った報酬は違法であるため、市長に賠償を命ずること。</p>	受理	<p>地方自治法第242条第2項の規定により、財務会計行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、住民監査請求をすることはできないが、正当な理由があれば住民監査請求をすることができるため、正当な理由の有無について判断する。</p> <p>○ 地方自治法第242条第2項ただし書に規定する正当な理由について</p> <p>請求人は、令和2年6月末日、遅くとも令和2年8月12日には当該産業医が労働安全衛生法上の要件を満たしていないことの違法性を知ることができたと考えられる。本請求は令和3年1月4日にされているものであり、相当な期間内に監査請求をしたものといふことはできず、正当な理由があるとは認められない。</p> <p>○ 当該産業医に支払った報酬の違法又は不当について</p> <p>上述したとおり、本請求には正当な理由がないため、判断するものではない。</p> <p>よって、本請求は理由がないものと認め、これを却下するのが相当と判断する。</p> <p>意見 産業医に限らず、非常勤特別職を選任又は委嘱するに当たり、資格要件がある場合には、資格要件を確認しなければならないのは言うまでもない。産業医資格のない医師を産業医に選任したことの違法性は消えるものではなく、今後、適正に事務を執行されたい。</p>

番号	提出日	結果の通知日 結果の公表日	請求内容	受理 却下	却下の理由又は監査結果の要旨
31	平成25年4月8日	平成25年6月6日 平成25年6月6日	<p>平成24年4月9日ペットボトル等処理業務委託の随意契約を交わしたが、本随意契約は違法で、不当に高額な契約額である。市長及び委託業者に損害賠償又は不当利得返還を請求すること。</p> <p>平成24年度ペットボトル処理業務において、ペットボトルの収集及び処理量と指定法人引渡し量に差異が生じ、損害を被っている。契約の適正な履行を確保するために監督し検査する職務に関し、故意又は重過失により損害をもたらした職員に賠償を命ずること。</p> <p>平成25年度実施のペットボトル処理業務委託は、制限付き一般競争入札によるものだが、制限は公正な競争を阻害するので撤廃すること。</p>	受理	<p>○ ペットボトル等処理業務委託の違法性、不当性について</p> <p>棄却 随意契約の方法を選択したことに、その裁量権の範囲を逸脱、濫用した違法性があるとは認められない。また、各年度の廃棄物処理業界を取り巻く状況変化を考慮すれば、本件委託契約金額が不当に高額とは言えず、請求人の主張には理由がない。</p> <p>○平成24年度ペットボトル処理業務委託における収集及び処理量と指定法人引渡し量の差異に関し、職員の職務に故意又は重過失があるか。</p> <p>棄却 収集及び処理量と指定法人引渡し量の重量の差は、不適合物であるものと推測でき、館山市が損害を被っているとは言えず、請求人の主張には理由がない。</p> <p>○平成25年度分ペットボトル処理業務委託に関する制限付き一般競争入札の公正性について</p> <p>棄却 一般競争入札を実施するに当たり入札参加条件を付したことには合理的理由があり、違法又は不当な競争制限とは認められず、請求人の主張には理由がない。</p> <p>意見 本件請求に係る契約を含め、館山市で実施する契約事務について、単なる前例踏襲とならないよう、現在の社会情勢や市民感覚から乖離したものとならないよう、常に細心の注意を払い、契約方法等の見直しの必要がないかどうか、留意する必要がある。</p>

番号	提出日	結果の通知日 結果の公表日	請求内容	受理 却下	却下の理由又は監査結果の要旨
30	平成24年10月25日	平成24年12月21日 平成24年12月21日	<p>平成23年度ペットボトル等処理業務委託は近隣市と比べ3倍と不当に高額である。高額の原因となった随意契約は違法であり、平成20年度から平成22年度までの契約及び平成23年度プラスチック製容器包装処理業務委託についても、同様に違法・不当であると推認される。</p> <p>以下の措置を勧告するよう求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 各年度の随意契約の無効を委託業者に通知し、無効契約によって、館山市が被った損害額に相当する額の返還請求をする。 * 市長に賠償責任があることを確認し、館山市の被った損害を補填する。 * 関係職員の故意又は重過失がある場合の職員賠償責任について必要な措置を取る。 * 平成24年度プラスチック製容器包装処理業務委託の違法契約による行為を防止、是正し、館山市の被った損害を補填するために必要な措置を講ずる。 	受理	<p>○ ペットボトル等処理業務委託・プラスチック製容器包装処理業務委託契約の無効について</p> <p>棄却 随意契約の方法を選択したことに、その裁量権の範囲を逸脱、濫用した違法・不当があるとは認められないため、請求人の主張には理由がない。</p> <p>○ ペットボトル等処理業務委託・プラスチック製容器包装処理業務委託で館山市の被った損害額相当額の返還、補填、損害賠償について</p> <p>棄却 委託契約金額が不当に高額とは言えないため、請求人の主張には理由がない。</p> <p>意見 透明性及び公平性をより確保する観点から、本件各業務委託契約のあり方について検討を行なった上で、平成25年度の業務委託契約に間にあうよう早期に方向性を見出し、市民に対する説明責任を果たすことを強く要望する。</p>
29	平成24年1月25日	平成24年3月21日 平成24年3月21日	<p>館山市坂田の土地（水路敷地）売買契約は、行政財産の売払いにあたる違法な契約であるので、所有権保存登記及び売買契約の違法及び無効を確認し、所有権移転登記の取消しの措置を求める。</p>	受理	<p>○ 所有権移転登記の取消措置の請求について</p> <p>棄却 普通財産に適正に所管換えされた土地の売却であるので、違法性のない契約の締結である。所有権保存登記についても、所有権を明確化したもので違法性はない。以上、請求人の主張には理由がない。</p> <p>しかしながら、請求人の開発行為による生活環境への影響に対する懸念を考慮し、売却先との間に締結した「覚書」を遵守するとともに、直面する諸問題の防止や解決に向け、千葉県と連携して埋立事業の監視に努めるほか、千葉県、事業者、地元と十分な協議を重ねる事を強く望む。</p>

番号	提出日	結果の通知日 結果の公表日	請求内容	受理 却下	却下の理由又は監査結果の要旨
28	平成24年1月12日	平成24年3月9日 平成24年3月9日	館山市坂田の土地（水路敷地）売買契約は、行政財産の売払いにあたる違法な契約であるので、売買契約の違法及び無効を確認し、所有権移転登記の差止め、あるいは取消しの措置を求める。 また、勧告等の手続きが終了するまでの間、契約行為及び所有権移転登記について市長に対して暫定停止勧告をするよう求める。	受理	○ 所有権移転登記の差止めあるいは取消措置の請求について 棄却 普通財産に適正に所管換えされた土地の売却であるので、違法性のない契約の締結であり、請求人の主張には理由がない。 ○ 暫定停止勧告措置請求について 棄却 住民監査請求提出時点で、既に適正に事務が完了していることから、請求人の主張には理由がない しかしながら、請求人の開発行為による水産資源への影響に対する懸念を考慮し、売却先との間に締結した「覚書」を遵守するとともに、措置請求書記載の諸問題について、千葉県、事業者、地元とお互いに納得できるまで十分な協議を重ねる事を強く望む。
27	平成24年1月11日	平成24年3月9日 平成24年3月9日	館山市坂田の土地（水路敷地）売買契約は、行政財産の売払いにあたる違法な契約であるので、売買契約の違法及び無効を確認し、所有権移転登記の差止め、あるいは取消しの措置を求める。 また、勧告等の手続きが終了するまでの間、契約行為及び所有権移転登記について市長に対して暫定停止勧告をするよう求める。	受理	○ 所有権移転登記の差止めあるいは取消措置の請求について 棄却 普通財産に適正に所管換えされた土地の売却であるので、違法性のない契約の締結であり、請求人の主張には理由がない。 ○ 暫定停止勧告措置請求について 棄却 住民監査請求提出時点で、既に適正に事務が完了していることから、請求人の主張には理由がない しかしながら、請求人の開発行為による環境への影響に対する懸念を考慮し、売却先との間に締結した「覚書」を遵守するとともに、千葉県と連携して埋立事業の監視をするよう強く望む
26	平成22年10月21日	平成22年12月16日 平成22年12月16日	平成22年7月及び8月に区や町内会等の主催する盆踊り大会等への市長の参加は公務とはいえず、市長交際費からお祝い金を支出する理由はない。違法かつ不当な支出である。市長個人に対して損害賠償を請求すべきことを求める。	受理	○市長交際費相当額の損害賠償請求について 棄却 盆踊り大会等への市長の参加は公務であり、お祝い金も社会通念上の範囲を逸脱しておらず、違法性はないので、損害賠償を求める理由がない。

番号	提出日	結果の通知日 結果の公表日	請求内容	受理 却下	却下の理由又は監査結果の要旨
25	平成20年6月12日	平成20年8月8日 平成20年8月8日	市営住宅の敷金が不足した原因究明及び市長に対し、関係職員らに不足額145万6,900円と「得べかりし利益(年5分)」の返還・賠償を請求するよう求める。	受理	○敷金不足の原因究明 敷金不足が発生した昭和56年度以前の資料がなく、原因の特定ができない。 ○敷金不足額と得べかりし利益の返還・賠償請求について 棄却 職員の損害賠償責任については、時効が成立しており賠償を求める理由がない。 なお、不足額については、関係職員等において自主的に補填されている。
24	平成20年2月19日	平成20年3月31日 平成20年3月31日	勤務時間内に私用により職場を離れた職員の、その間に支払われた給料の返還を求める。	受理	○給料の返還請求について 棄却 当該職員は、私用により職場を離れた時間について、年次有給休暇を取得しており、給料を返還する理由がない。
23	平成17年8月4日	平成17年10月3日 平成17年10月3日	国土交通省関東地方整備局港湾空港部への派遣研修は、研修名目の人件費負担であり、違法な隠れた「国等に対する寄附」に該当する。派遣研修職員の市復帰と、研修期間中の人件費相当額の損害賠償を求める。	受理	○研修職員の市への復帰について 棄却 本研修は、市の構想と合致しており、港湾の専門的な知識を有する職員育成のため、との説明には妥当性がある。研修内容についても、概ね、「国土交通行政実務研修実施要領」に基づき行われており、研修名目の人件費負担には当たらないので、研修職員を市に復帰する理由がない。 ○人件費相当額の損害賠償請求について 棄却 上記のとおり、違法性はないので、損害賠償求める理由がない。
22	平成15年8月4日	平成15年10月2日 平成15年10月2日	介護保険法に反した介護サービスに対し、市が支出した給付費の不当利得の返還を求める。また、市職員の職務放棄に係る給料その他手当の返還を求める。	受理	○介護給付費の不当利得の返還請求について 一部棄却 介護保険法に違反した事実は見当たらず、保険給付費の支出も適法になされており、平成14年8月3日以後の不当利得の返還は理由がない。 一部却下 平成14年8月2日以前の不当利得部分については、監査請求できる期間を徒過している。 ○給料その他の返還請求について 棄却 給与条例第9条に定める勤務しない時間は認められず、職務放棄をした事実もなく、担当職務を忠実に遂行しており返還する理由がない。

番号	提出日	結果の通知日 結果の公表日	請求内容	受理 却下	却下の理由又は監査結果の要旨
21	平成15年6月24日	平成15年8月20日 平成15年8月20日	介護保険サービスを受けていた者の依頼していない医療に対し、市が老人保健の診療報酬の支払いをしたのは、違法・不当であり返還を求める。また、サービスを受けている他の利用者についても不正請求の可能性があるため突合等の確認と広報等での呼びかけを実施することを求める。	受理	一部棄却 老人保健医療給付費の支出は、現に行われた医療行為に基づき、法令及び予算の定めにより適正に行われており、不正な保険請求の事実は見当たらず平成14年6月23日以後の不当利得分の返還は理由がない。 一部却下 平成14年6月22日以前請求は、監査請求できる1年の期間制限に抵触し、請求人の理由は、自治法242条第2項ただし書の正当な理由に該当せず、また、突合等の確認と広報等での呼びかけについては、監査対象行為を摘示しておらず不適法な請求である。
20	平成13年3月12日	平成13年 5月11日 平成13年 5月11日	債務保証契約がされていない場合、館山市土地開発公社が生じさせた回復困難な債務（利息相当額）を市が支払う事につき差止請求する。仮に支払った場合は、市に返還を求める。 また、公社と金融機関で結んだ金銭消費貸借契約の連帯保証人に関する詳細な調査報告を求める。	受理	○利息相当額の支払い差止め、返還請求：棄却 債務保証による公金の支払いではなく、政策決定に基づく計画を実現するための手段としての正当な契約行為に基づく、代金の支払い行為であるから、違法・不当な公金の支出ではない。 ○詳細な調査報告を求めることについて：却下 館山市土地開発公社は、市と別個な独立した権利主体であり、公社と金融機関との金銭消費貸借契約の締結については、住民監査請求の対象外である。
19	平成12年10月11日	平成12年12月8日 平成12年12月8日	平成9年7月23日開催された千葉県市議会議員野球大会に関して支出した議会事務局職員の1日分の給料及び公用車使用による燃料費、並びに平成11年9月の議長車の燃料費は、不当・不法な財務会計行為に基づいてなされた事が明らかなので、関係職員の仕事に就き、市への返還を求める。	受理	○市議会野球大会の公用車使用等について：却下 「当該行為のあった日又は終わった日」から3年余を経過しての本案措置請求は、請求の期間を徒過している「正当な理由」はなく、また平成10年4月23日に提出した措置請求において、1日分の給料の返還を求めており、一時不再理の原則からも不適法である。 ○平成11年9月の議長車の使用について：棄却 違法な事実はなく、9月という気象条件等を考慮すれば、特段異とする数値ではなく、燃料費に係る請求は理由がないものである。 なお、省エネルギー等、環境に配慮する必要性から、公用車のより適切な管理を望むものであることを付言する。

番号	提出日	結果の通知日 結果の公表日	請求内容	受理 却下	却下の理由又は監査結果の要旨
18	平成11年11月12日	平成11年12月27日 平成11年12月27日	「館山市ホームヘルプサービス事業の委託に係る事業者の選定について」の告示による契約の締結は、違法・不当であるので監査委員は、違法・不当であることを確認し、契約の締結の中止を市長に勧告せよ。	受理	棄却 違法性のない契約の締結であり、請求人の主張には理由がない。
17	平成11年7月21日	平成11年9月16日 平成11年9月16日	館山市職員特殊勤務手当支給規則に定めた様式を変造、偽造し、支出した特殊勤務手当は、違法又は不法な公金の支出であるため、市への返還を求める。 また、当該様式をいつから変造していたかの報告を求める。	受理	棄却 特殊勤務手当の支給については、職員給与条例に基づき適正に支給されたものであり、違法若しくは不当な公金の支出には当たらない。 しかしながら、規則に定めのない様式が使用されることは、直ちに違法とは即断し得ないものだが、その適切さについては疑問を抱くものである。よって、速やかに規則の改正等の措置を講ずるよう、要望する。
16	平成11年5月11日	平成11年7月8日 平成11年7月8日	N T T株購入に関与した元収入役や職員に支給した退職金及び給与は、違法又は不当な公金の支出であるため、返還若しくは支給中止の調整をせよ。	受理	却下 退職金の支給については、千葉県市町村総合事務組合の組合長の権限であり、館山市長は、その権限を有してはいない。このため、館山市の財務会計上の行為にあたらぬ。 棄却 給与の支給については、職員給与条例に基づき、適正に支給されたものであり、違法若しくは不当な公金の支出にはあたらない。
15	平成10年6月26日	平成10年8月24日 平成10年8月24日	歳計現金で東ソー3回債及びハザマ組2回債を購入し、当該転換社債を保管していたが、このことについて違法か否かの判断を求める。	受理	棄却 過去の行為が違法であるか否かのみについて、法的見解を求める請求は、住民監査請求の趣旨に沿わない不適法な請求である。

番号	提出日	結果の通知日 結果の公表日	請求内容	受理 却下	却下の理由又は監査結果の要旨
14	平成10年4月23日	平成10年6月22日 平成10年6月22日	市議会議員の野球大会に参加する議員に職員が随同行し、そのため、職員の日当として4,600円が支出されているが、これは違法な公金の支出である。	受理	棄却 市議会は議会の機能を適切に果たすため、広範な権能を持ち、公務の範囲は、市議会の裁量で判断すべきものである。 市議会と市長とは独立した関係にあるので、市長は市議会の意思を尊重する必要がある。公務と判断した前議長の裁量に明白かつ重大な瑕疵がないので、市長は予算執行しなければならない。よって違法ではない。
13	平成10年4月15日	平成10年6月11日 平成10年6月11日	現在、市が保有している1,100万円の転換社債の購入及び保管は違法である。	受理	購入については却下 この住民監査請求は、購入した日から監査請求日まで1年以上経過し、そのことについて正当な理由がないから、不適法な請求である。 保有については棄却 株式と異なり、償還期での元本保証がされているので、違法ではない。
12	平成9年10月3日	平成9年11月28日 公表 不要	特殊勤務手当とは、「著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務、その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に支給されること」と解されている。税務手当、その他の13項目は、特殊性がないにもかかわらず支給されている。 市長は、監査請求日より一年前まで遡り、違法に支払われた公金を、市長個人の負担で市に返還させるよう求める。また、実際に支払われた金額、法的根拠、人数、氏名、内容の公開と釈明を求める。	受理	却下 本件監査請求は、本職に対し、特定された個別的、具体的な事由の違法又は不当性について監査を求めるものとは言い難く、条例の当否そのものの判断を求めるものと言わざるを得なく、法第242条第1項の住民監査請求として不適法なものである。

番号	提出日	結果の通知日 結果の公表日	請求内容	受理 却下	却下の理由又は監査結果の要旨
11	平成9年8月6日	平成9年10月2日 公表 不要	<p>特殊勤務手当とは、平成七年四月最高裁判決で「著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務、その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とするもの。」と解されている。税務手当は、市税が銀行振込み等で徴収されている現在、特殊勤務手当としての性格は消滅しているのに支給している。</p> <p>他の18項目も特殊な勤務に該当するはずがないにもかかわらず支給されている。市長が認めている税務手当は、最高裁判決に違反したものであり、監査請求日より一年前まで遡り、違法に支払われた公金を、市長個人の負担で市に返還させるよう求める。</p>	受理	<p>却下</p> <p>請求人が監査の対象としようとする当該行為等について、何ら個別的、具体的な例示がなく、特定されていないものであることが明らかで、監査委員に対し、包括的、網羅的な摘示による監査を求めることに帰する。平成2年最高裁判決の判示から明らかなように、法第242条第1項の趣旨に適合しない不適法なものである。</p>
10	平成9年6月24日	平成9年8月21日 公表 不要	<p>元収入役2人による違法な財務会計行為のために生じた、約四億円の市の損害に対し、不動産約五千万円相当、現金千五百万円を、両名の弁済という形で受け入れている。これは「賠償責任は消滅している。」と発表している事と矛盾しており、不当な財務会計上の処理と言わざるを得ない。</p>	受理	<p>却下</p> <p>住民監査請求の趣旨は、違法又は不当な財務会計上の行為により市の財産が不当に減少することを防止することにある。</p> <p>財産の受入れにより、市の財産が不当に減少するなどということはあり得ることであり、本件請求は不適法である。</p> <p>住民監査請求は、行財政の適正な運営確保、住民全体の利益擁護を目的とするので、権利行使を阻害しないよう配慮されなければならないことはもちろんだが、住民においても、良識をもって、法の趣旨を考え、住民監査請求を行うことが強く期待されるものである。</p>
9	平成9年3月10日	平成9年3月31日 公表 不要	<p>助役は、違法な公金の支出（ゴールデンハート賞受賞のための渡米費用）を故意又は過失により行ったので、不当に支出した公金を市へ返還して欲しい。</p>	受理	<p>却下</p> <p>地方自治法第242条に基づく住民監査請求は、行為のあった日又は終わった日から1年を経過するとできない。しかし、1年を経過しても、正当な理由があれば請求できる。</p> <p>平成7年6月13日以降、主要新聞各社が報道し、同月22日の千葉日報では、同行職員の職氏名も報道している。秘密裏に行われたものでないから、正当理由はない。市長夫人の経費は、自費で参加している。</p>

番号	提出日	結果の通知日 結果の公表日	請求内容	受理 却下	却下の理由又は監査結果の要旨
8	平成9年2月24日	平成9年4月24日 平成9年4月24日	市長に対し、違法に支出した費用（千葉県市議会議長会臨時総会で支出した費用）を市へ返還することの措置を求める。	受理	棄却 判例は社会通念上儀礼の範囲の接遇を許容 議長会主催の懇親会も同様と判断する。出席者負担金の支出は、同会の経緯、態様、内容等から違法不当でない。旅費は、条例に基づく正当な支出 同日帰館は、翌日の公務出張のため。支出は地財法に違反しない。
7	平成9年2月10日	平成9年4月10日 平成9年4月10日	市長に対し、不当に支出した旅行旅費（議員欧州視察旅行費用）を返還することの措置を求める。	受理	棄却 議会は合理的な必要があるときは、裁量で議員の海外派遣可 市長は議会の意思決定等に、重大かつ明白な瑕疵がなければ議会の意思を尊重 今回の視察は問題ない。費用の一部自己負担は、市の損失でない。旅行先等は、議会の独自性の問題
6	平成9年1月9日	平成9年3月10日 平成9年3月10日	市長が、監査委員に対し、過去1年分の監査委員報酬を返還請求することの措置を求める。	受理	棄却 地方自治法第203条第1項に基づき制定された市条例により支給され、違法又は不当ではない。 同条同項の趣旨から、返還を命ずることは到底できない。
5	平成9年1月9日	平成9年3月10日 平成9年3月10日	市長が、監査委員に対し、過去1年分の監査委員報酬を返還請求することの措置を求める。	受理	棄却 地方自治法第203条第1項に基づき制定された市条例により支給され、違法又は不当ではない。 同条同項の趣旨から、返還を命ずることは到底できない。

番号	提出日	結果の通知日 結果の公表日	請求内容	受理 却下	却下の理由又は監査結果の要旨
4	平成8年12月6日	平成9年2月3日 平成9年2月3日	<p>市長が、違法な公金支出した元収入役2人に対し、損害賠償請求することの措置を求める。</p> <p>市長が、財産管理を怠った前収入役に対し、損害賠償請求をすることの措置を求める。</p> <p>市長に対し、元収入役2人、前収入役との連帯責任に基づく損害賠償をするよう勧告することの措置を求める。</p>	受理	<p>○ 元収入役2人について：却下 昭和63年10月20日から1年以上経過 住民が知り得た、新聞社が報道した平成8年5月8日から7ヶ月近く経過、よって請求期間の1年を経過し、その正当な理由もない。</p> <p>○ 前収入役について：棄却 在任中、株価の下落は認められない。また、株購入に関与していない。</p> <p>○ 市長について：棄却 資金運用表は市長決裁不要で、市長不知</p>
3	平成8年6月24日	平成8年7月10日 公表 不要	建設残土埋め立て許可の取り消しを求める。	却下	却下 請求は、職員の違法又は不当な財務会計上の行為及び怠る事実のいずれの行為にも該当しない。
2	昭和60年9月18日	昭和60年10月7日 公表 不要	市有地払い下げの際、期間10年間の買戻し特約を付けたが、3年を経過した昭和60年3月5日付けで、買戻し特約が解除され、他に転売されているので、この買戻し権解除の不当性の確認を求める。	却下	却下 住民監査請求は、その請求の対象が具体的な行為又は怠る事実に限定され、それらの行為又は怠る事実によって損害が生じたか、若しくは生ずる恐れが強いかならなければ、その要件を満たすこととはならない。買戻し特約解除によって、館山市は何ら損害を被っていない。
1	昭和52年7月1日	昭和52年8月15日 公表 不要	城山公園の不特定多数の入園者に、危害を加える恐れのある者の、入園の禁止等の処置を求める。	却下	却下 住民監査請求は、その請求の対象が具体的な行為又は怠る事実に限定され、それらの行為又は怠る事実によって損害が生じたか、若しくは生ずる恐れが強いかならなければ、その要件を満たすこととはならない。